

## 廃棄物不適正処理防止方策検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 廃棄物の不法投棄等の防止対策に向けて、大規模な不法投棄等に繋がる事案に対して、早期かつ迅速に対応するためのシステムの検討及びその推進を図るために必要な方策の検討を行うため、廃棄物不適正処理防止方策検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。  
(1) 廃棄物の不法投棄、不適正処理の防止システムの検討に関すること。  
(2) 廃棄物の不法投棄等事案に係る原状回復等の方策の検討に関すること。  
(3) その他不法投棄防止方策の推進に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる15人以内の委員で組織する。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。  
2 委員長は、委員の互選によって定める。  
3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。  
4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集する。  
2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。  
3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (部会)

第6条 委員会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。  
2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。  
3 部会に部会長を置く。  
4 部会長は、部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。  
5 部会長及び部会の会議については、第4条第3項及び前条の規定を準用する。

### (謝金)

第7条 委員が会議その他の委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

### (旅費)

第8条 委員が委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。  
2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により行政職8級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。

### (庶務)

第9条 委員会の庶務は、県民生活部環境局環境整備課において処理する。

### (補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成14年10月25日から施行する。

#### (要綱の失効)

2 この要綱は、平成15年3月31日限り、その効力を失う。

#### (召集の特例)

3 この要綱の施行の日以降最初に開催される委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、県民生活部環境局長が召集する。